

鹿屋市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の住居手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「条例第10条に規定する扶養親族で条例第11条第1項」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けている者及び条例第10条に規定する扶養親族で鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号）第9条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。